(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
天童市大字川原子字上原一六五五番七から同市大字川原子字上原一四三一番二まで	前	九・九四〜一四・五九メートル	〇〇・三四〇キロメートル
	後	一一・四三〜一四・五九メートル	〇〇・三四〇キロメートル
天童市大字川原子字本郷二八三一番一から同市大字川原子字横内三〇七二番一まで	前	九・一〇〜一五・八二メートル	〇〇・四二〇キロメートル
	後	一二・一〇〜一六・四三メートル	〇〇・四二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字虎渡字虎渡山六番一から同町大字剣吉字上平五番一四まで	前	二二・四六〜五一・〇五メートル	〇〇・二七八キロメートル
	後	二二・四六〜五一・〇五メートル	〇〇・二七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
四号	青森県三戸郡南部町大字虎渡字虎渡山六番一から同町大字剣吉字上平五番一四まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十日

○関東地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市高谷二丁目四七〇番一から同市高谷二丁目五三四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十日

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市高野口町大野字地蔵尾一九五五番一から和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字草田山三一一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二十二日十五時

○近畿地方整備局告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　二十六号　堺市堺区宿院町東四丁地先から和歌山市延時地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　株式会社　ジェイコムウェスト　代表取締役社長　中井　芳紀
住所　大阪府大阪市中央区谷町二丁目三番十二号

三　他の工作物の管理の内容
「一般国道二十六号道路管理用通信線等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十六号道路管理用通信線等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十四年四月二十日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号及び四百四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙二七番一から同町露峰乙二六番二まで	前	一三・八九〜四三・一九メートル	〇〇・〇七七キロメートル
	後	三二・二六〜四三・一九メートル	〇〇・〇七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　三十五号	佐賀県武雄市武雄町武雄地先から長崎県佐世保市木原町地先まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
〃　〃	長崎県佐世保市木原町地先から同市大塔町地先まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃　二百三号	佐賀県唐津市養母田字川原地先から同県多久市東多久町別府地先まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　KDDI株式会社　代表取締役社長　田中　孝司
住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

三　他の管理者が行う管理の内容
一般国道三十五号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道三十五号外一路線道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十四年四月二日から本協定の存続する日まで